

令和5年度

定期監査等結果報告書

鈴鹿市監査委員

令和6年3月

目 次

定期監査

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点（評価項目）	1
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	2
	地域振興部地域協働課（地区市民センター及び公民館）	3
	子ども政策部子ども政策課（子育て支援センターりんりん）	3
	子ども政策部子ども育成課（保育所）	3

財政援助団体等監査

1	監査の基準	4
2	監査の種類	4
3	監査の対象	4
4	監査の着眼点（評価項目）	4
5	監査の実施内容	5
6	監査の結果	5
	財政援助団体監査	
	鈴鹿地区防犯協会	5
	鈴鹿市老人クラブ連合会	5
	職業訓練法人 鈴鹿地域職業訓練協会	6

定期監査

1 監査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

2 監査の種類

財務監査

鈴鹿市監査委員条例第4条第1項による定期監査として実施。

3 監査の対象

(1) 定期監査

国府地区市民センター・公民館、庄野地区市民センター・公民館、加佐登地区市民センター・公民館、石薬師地区市民センター・公民館、飯野地区市民センター・公民館、河曲地区市民センター・公民館、玉垣地区市民センター・公民館、天名地区市民センター・公民館、深伊沢地区市民センター・公民館、鈴峰地区市民センター・公民館、白子地区市民センター、住吉公民館、白子公民館、鼓ヶ浦公民館、神戸公民館、ふれあいセンター、子育て支援センターりんりん、神戸保育所、玉垣保育所、合川保育所、河曲保育所、深伊沢保育所

〈以下、書面監査〉

総務部、環境部、子ども政策部、産業振興部、都市整備部、教育委員会事務局、消防、公平委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局

牧田地区市民センター・公民館、稲生地区市民センター・公民館、箕田地区市民センター・公民館、若松地区市民センター・公民館、栄地区市民センター・公民館、合川地区市民センター・公民館、井田川地区市民センター・公民館、久間田地区市民センター・公民館、椿地区市民センター・公民館、庄内地区市民センター・公民館、一ノ宮地区市民センター、清和公民館、旭が丘公民館、愛宕公民館、一ノ宮公民館、長太公民館、郡山公民館、牧田保育所、算所保育所、白子保育所、西条保育所、一ノ宮保育所、幼稚園（全8か所）、小学校（全30か所）、中学校（全10か所）

4 監査の着眼点（評価項目）

(1) 補助金等交付事務

ア 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。

イ 補助金等の算出は合理的な基準によって行われているか。

ウ 補助の効果は確認されているか。

エ 補助金等の交付条件は適切に示され、条件どおり履行されているか。

オ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

カ 補助金等が所期の目的を達成しているにもかかわらず、漫然と継続しているものはないか。終期の設定（時限性）がなされる必要はないか。

キ 行政需要が減少しているもの又は事業効果が希薄なもので、縮小廃止が適当と認められるものはないか。

ク 事業規模に関係なく、一律に定額の補助が行われていないか。

(2) 委託契約

ア 仕様書は適正に作成されているか。

イ 予定価格の算定及び秘密保持の方法は適切に行われているか。

ウ 見積書、契約書等の関係書類及び帳簿は的確に管理されているか。内容は適切か。

エ 随意契約による場合、その理由は適切か。

オ 契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。事務は適時かつ適切に行われているか。

カ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうかを成果物その他実績報告書等で確認したか。

(3) 財産管理

ア 各々の財産に応じた必要十分な維持管理及び補修が適切に行われているか。

イ 遊休化しているものについて、解決するための方策が講じられているか。

ウ 財産の貸付け又は目的外使用の理由、期間、貸付料及び条件は適切か。

エ 財産は効率的に運用されているか。経済性や効果に課題が見当たらないか。

(4) 現金預金の取扱い

ア 現金出納簿は遅滞なく正確に記帳されているか。

イ 収納金は適正に保管されているか。私金と混同してないか。

ウ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

エ 釣銭資金の設定、取扱い及び保管は適切に行われているか。

オ 歳計外現金の取扱いは適切か。

5 監査の実施内容

令和4年度に執行した事務事業を対象に、各所属を単位として監査調書及び関係帳簿類の事前調査、関係職員からの聴き取り、現地調査、委員からの質疑応答及び講評などの方法により、令和5年11月1日から令和6年3月18日に実施した。

なお、前記「3 監査の対象」の後段に掲げる各所属については、提出された調書に基づき書面監査として実施した。

6 監査の結果

前記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し正確に行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、一部において改善すべき事項等が認められたので、各監査対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項）及び所見（検討・努力を要する事項）は、次のとおりである。

地域振興部

【地域協働課（地区市民センター）】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

【地域協働課（公民館）】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

【所管課／地域協働課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

- (1) 各種講座開催等公民館事業については、従来から各地区公民館運営委員会と委託契約を結び委託事業として実施してきたが、近年は、一部公民館を除き、地域づくり協議会の事業として整理の上、地域づくり一括交付金交付規則により協議会事業への支援と定義する交付金を支出している。

社会教育法は、公民館の設置を市が行うこと、事業の企画実施を教育委員会が任命した公民館長が行うことなどを規定しているので、他者事業への支援としての支出は、本来の事業主体が市であることに照らし妥当性に疑問が残る。運営事業にかかる経費の支出先及び支出科目について検討されたい。

子ども政策部

【子ども政策課（子育て支援センターりんりん）】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

【子ども育成課（保育所）】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

財政援助団体等監査

1 監査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 財政援助団体

監査対象（所管課）	令和4年度
鈴鹿地区防犯協会 （危機管理部交通防犯課）	補助金 2,600,000 円
鈴鹿市老人クラブ連合会 （健康福祉部長寿社会課）	補助金 3,792,000 円
職業訓練法人 鈴鹿地域職業訓練協会 （産業振興部産業政策課）	補助金 6,505,000 円

4 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財政援助団体

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書及び実績報告書等は符合するか。

イ 出納関係帳票の記帳及び管理は適切か。

また、領収書等の証拠書類の管理及び保存は適切か。

ウ 精算報告は適正に行われているか。

(2) 出資団体

ア 経営成績及び財政状態は良好か。

イ 関係帳票の整備、記帳は適切か。

また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

ウ 会計経理及び財産管理は適切か。

(3) 公の施設の指定管理者

ア 公の施設の指定管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

イ 公の施設の指定管理に係る出納関係帳簿の記帳及び管理は適正になされているか。

また、領収書類の管理及び保存は適正になされているか。

ウ 公の施設の指定管理に係る管理規程及び経理規程等は適切に整備されているか。

(4) 所管部局

財政援助団体等に対して、市の指導及び監督が適切に行われているか。

5 監査の実施内容

令和4年度に執行した事務事業で当該財政援助に係るものを対象に、監査調書及び関係帳簿類の事前調査、関係職員からの聞き取り、現地調査、委員からの質疑応答及び講評などの方法により、令和5年11月22日から令和6年3月18日に実施した。

6 監査の結果

前記1から5までの記載事項のとおり監査したところ、一部の団体において、監査の対象となった当該財政的援助等に係る出納その他の事務に不適切な執行が見られた。

各監査対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項）及び所見（検討・努力を要する事項）は次のとおりである。

財政援助団体監査

【鈴鹿地区防犯協会】

1 指摘事項 なし

2 所見

- (1) 旅費については、同協会規程で公共交通機関等を利用した場合の実費相当額と定めているところ、定額支給による運用がなされているので見直しを検討されたい。

[所管課／交通防犯課]

1 指摘事項 なし

2 所見

- (1) 鈴鹿地区防犯協会の監査を実施したので、その結果について所管課として適切に指導されたい。

【鈴鹿市老人クラブ連合会】

1 指摘事項

- (1) 労務管理事務等において不適切な取扱いが散見されたので早急に改められたい。

- (2) 経理、サービス、文書などについての具体的な規定や基準が整備されていない。財源の多くを公的補助金により運営していることに照らし、場当たりの取扱いとならないよう公正妥当なルールを整備されたい。

2 所見 なし

[所管課／長寿社会課]

1 指摘事項

- (1) 鈴鹿市老人クラブ連合会の監査を実施したので、その結果について所管課として適切に指導されたい。

なお、当該補助金が団体運営に対する補助であることに照らし、個々の事業のみならず組織運営や経理状況にも注意を払い、必要に応じ報告を求め、助言、指導を行うなど、補助担当課の責務を果たされたい。

2 所 見 なし

【職業訓練法人 鈴鹿地域職業訓練協会】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 会計規程に定めのないことについては公益法人会計基準の例によることを規定しているので、総合貸借対照表などにおける会計間の内部取引残高については、相殺消去するよう検討されたい。

[所管課／産業政策課]

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 職業訓練法人 鈴鹿地域職業訓練協会の監査を実施したので、その結果について所管課として適切に指導されたい。